

## 航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

### 1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和42年空総第130号）第5管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和27年法律第231号）第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第5管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

### 2. 改正概要

#### ○ GADSS 導入に伴う改正

令和6年11月28日に ICAO 第11 附属書（航空交通業務）の改正が行われ、航空会社、管制機関及び捜索救難機関が、緊急事態に陥った航空機の位置情報を把握するためのシステムとして、GADSS (Global Aeronautical Distress and Safety System) が導入されることとなった。同システム導入に伴い、緊急機について、捜索救難機関への通知にかかる緊急状態の措置基準が変更となることから、新たな基準を追加する。

#### ○ ピークデイ交通量報告書の廃止

ピークデイ交通量報告書は、毎年6ヶ月間ごとに最も交通量の多かった日について、各位置通報点の上空通過機数及び飛行場別の出発機数等を報告するものである。当該報告事項は、現在は統合管制情報処理システムで共有されるフライトオブジェクトデータ（飛行計画情報に航空機の動態情報、位置情報、管制指示・承認及び調整履歴等を追加した飛行関連情報に係るデータ）により、調査目的に応じ期間や対象を柔軟に抽出し報告できる体制となっていることから、当該報告書を廃止することとし、関連規定を削除する。

#### ○ その他所要の改正（誤記修正等）

### 3. 今後のスケジュール

施行日：令和6年11月28日